(証券コード 8958) (発信日) 2025年11月25日 (電子提供措置の開始日) 2025年11月18日

投資主各位

東京都千代田区大手町一丁目5番1号 グローバル・ワン不動産投資法人 執行役員 内 田 昭 雄

# 第13回投資主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本投資法人の第13回投資主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席いただけない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の投資主総会参考書類をご検討いただきまして、同封の議決権行使書面に議案に対する賛否をご記入の上、2025年12月11日(木曜日)午後5時までに到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。

また、本投資法人は、投資信託及び投資法人に関する法律(以下「投信法」といいます。)第93条第1項に基づき、本投資法人現行規約において、「みなし賛成」に関する規定を次のとおり定めております。本投資主総会に提出される議案はいずれも本投資法人現行規約第11条第2項に規定する議案に該当いたしません。従いまして、当日ご出席になられず、かつ、議決権行使書面による議決権の行使をなされない場合、本投資主総会における各議案(複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除きます。)について、賛成されたものとみなしてお取り扱いすることになりますので、ご留意くださいますようお願い申し上げます。

<本投資法人現行規約抜粋>

第11条 (みなし賛成)

- 1. 投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資 主はその投資主総会に提出された議案(複数の議案が提出された場合において、 これらのうちに相反する趣旨の議案が有るときは当該議案のいずれをも除く。) について賛成するものとみなす。
- 2. 前項の規定にかかわらず、前項のみなし賛成の規定は、投信法第81条の2第2項(投資口の併合)、第104条第1項(役員及び会計監査人の解任)、第140条(規約の変更)(但し、みなし賛成に関連する規定の策定又は改廃に限る。)、第143条第3号(解散)、第205条第2項(資産の運用に係る委託契約の解約に対する同意)又は第206条第1項(資産の運用に係る委託契約の解約)に係る議案の決議には適用しない。
- 3. 第1項の規定に基づき議案に賛成するものとみなした投資主の有する議決権の 数は、出席した投資主の議決権の数に算入する。

なお、本投資主総会の招集に際しては、投資主総会参考書類等の内容である情報 (電子提供措置事項) について電子提供措置をとっており、インターネット上の本 投資法人ウェブサイトに「第13回投資主総会招集ご通知」として掲載しております ので、以下の本投資法人のウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいますよ うお願い申し上げます。また、書面交付請求の有無にかかわらず、全ての投資主様 に対して書面により投資主総会参考書類等をお送りしております。

本投資法人ウェブサイト

https://www.go-reit.co.jp/ja/ir/meeting.html

電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所(東証)のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証のウェブサイト(東証上場会社情報サービス)にアクセスして、銘柄名(投資法人名)又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」、「投資主総会招集通知/投資主総会資料」を選択のうえ、ご確認いただくこともできます。

東証ウェブサイト(東証上場会社情報サービス) https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show

敬具

記

- **1. 日 時** 2025年12月12日(金曜日)午前10時 (受付開始時刻:午前9時30分)
- 2. 場 所 東京都千代田区大手町一丁目5番1号 大手町ファーストスクエア イーストタワー2階 大手町ファーストスクエアカンファレンス Room A

前回の投資主総会と開催場所が異なりますので、ご来場の際は 末尾の「第13回投資主総会 会場ご案内図」をご参照ください ますようお願い申し上げます。

#### 3. 会議の目的事項

決議事項

第1号議案 規約一部変更の件

第2号議案 執行役員1名選任の件

第3号議案 補欠執行役員1名選任の件

第4号議案 監督役員2名選任の件

第5号議案 補欠監督役員1名選任の件

以上

## (お願い)

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書面を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ご返送いただいた議決権行使書において、各議案につき賛否の表示をされない場合は、賛成の表示があったものとして取り扱います。
- ◎今後の状況により投資主総会の運営に変更が生じた場合は、本投資法人のウェブサイト (https://www.go-reit.co.jp/) にてお知らせいたします。
- ◎当日は本投資主総会終了後、引き続き同会場において、本投資法人の資産運用会社であるグローバル・アライアンス・リアルティ株式会社による「運用状況説明会」を実施する予定です。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前頁に記載しているインターネット上の本投資法人ウェブサイト及び東証ウェブサイトにその旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載いたします。
- ◎決議ご通知につきましては、本投資主総会終了後に本投資法人のウェブサイト (https://www.go-reit.co.jp/) に掲載いたします。
- ◎代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の投資主の方1名を 代理人として投資主総会にご出席いただくことが可能ですので、代理権を証する 書面を議決権行使書面とともに会場受付にご提出くださいますよう、お願い申し 上げます。

なお、投資主ではない代理人及び同伴の方など、議決権を行使することができる 投資主以外の方はご入場できませんのでご注意ください。

# 投資主総会参考書類

#### 議案及び参考事項

第1号議案 規約一部変更の件

- 1. 変更の理由
  - (1) 規約第10条関係

当該変更は、投資主総会終了後における議事録の作成に関する規定の見直しを行うものです。具体的には、全役員による署名等を要する旨の記載を削除し、法定の議事録作成義務のみの規定にとどめることにより、電磁的記録による議事録を含む柔軟な議事録作成を可能とすることを目的としております。

(2) 別添「資産の運用の対象及び方針」 2. (1) B. 及び3. (2) 関係 当該変更は、本投資法人に多様な投資機会をもたらし、投資主価値の向上を図るため、資産運用の対象とする資産の種類に不動産などを裏付資産とする特定社債券、社債券、貸付債権等の金銭債権、当該金銭債権を投資対象とする特別目的会社等の社債券等及び主たる信託財産とする信託受益権、不動産などを裏付資産とする投資事業有限責任組合契約に基づく権利、並びにそれらを主たる投資対象とする金銭の信託の受益権を追加すべく、本投資法人の資産運用の対象とする資産の種類、目的及び範囲等並びに投資制限について所要の変更を行うものです。

# 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

現 行 規 約	変更案
第10条 (投資主総会に係る事項)	第10条 (投資主総会に係る事項)
1. (記載省略)	1. (現行のとおり)
2. (記載省略) 3. (記載省略)	2. (現行のとおり) 3. (現行のとおり)
4. (記載省略)	4. (現行のとおり)
5. (記載省略)	5. (現行のとおり)
6. 投資主総会に関する議事については、議	6. 投資主総会に関する議事については、議
事の経過の要領及びその結果並びにその	事の経過の要領及びその結果並びにその
他法令に定める事項を記載又は記録した	他法令に定める事項を記載又は記録した
議事録を作成し、出席した議長、執行役員及び監督を持ちない。	議事録を作成する。
<u>員及び監督役員が、これに署名もしくは</u> 記名押印又は電子署名する。	
7. (記載省略)	7. (現行のとおり)
8. (記載省略)	8. (現行のとおり)
9. (記載省略)	9. (現行のとおり)
10. (記載省略)	10. (現行のとおり)
別添「資産運用の対象及び方針」	別添「資産運用の対象及び方針」
2. 資産運用の対象とする資産の種類、目的	2. 資産運用の対象とする資産の種類、目的
及び範囲等	及び範囲等
(1) 投資対象 A - 机次 + 4.6次 辛	(1) 投資対象 A - 投资社免资金
A. 投資対象資産 (記載省略)	A. 投資対象資産   (現行のとおり)
	(DELLANCE NO. 2.)

現 行 規 約 変 更 案

- B. その他の投資
- ① (記載省略)
- ② 本投資法人は、特定資産のうち、デリバティブ取引に係る権利(投信法施行令第 3条第2号。以下「ヘッジ取引」という。)に投資することがある。
- B. その他の投資
- ① (現行のとおり)
- ② 本投資法人は、特定資産のうち、<u>以下に</u> <u>掲げる各資産</u>に投資することがある。
- (a) 不動産等に投資することを目的とする特定目的会社(資産流動化法に定めるものをいう。以下同じ。)、特別目的会社(合同会社を含む。以下同じ。) その他これらに類する法人等(組合を含む。以下「不動産投資ビークル」という。) の発行する特定社債券(資産流動化法に定めるものをいう。以下同じ。) 又は社債券
- (b) 不動産投資ビークルに対する貸付債権等 の金銭債権(以下「不動産関連ローン等 金銭債権」という。)
- (c) 不動産関連ローン等金銭債権に投資する ことを目的とする特定目的会社、特別目 的会社その他これらに類する法人等の発 行する特定社債券又は社債券
- (d) 不動産関連ローン等金銭債権を主として 信託する信託の受益権
- (e) 信託財産を主として(a)から(d)まで又は (f)に掲げる資産に対する投資として運 用することを目的とする金銭の信託の受 益権
- (f) 投資事業有限責任組合契約に関する法律 (平成10年法律第90号。その後の改正を 含め、以下「LPS法」という。) に規定す る投資事業有限責任組合契約に基づく権 利(その出資対象事業が、①不動産関連 資産、②不動産関連ローン等金銭債権若 しくは③不動産投資ビークルの発行する 特定社債券、社債券、株券、出資持分、 組合持分等又はこれらに類する資産に対 する投資のうちLPS法により事業目的と できるものに限る。)
- (g) デリバティブ取引に係る権利(投信法施 行令第3条第2号。以下「ヘッジ取引」 という。)
- ③ (現行のとおり)
- C. 不動産等への投資に付随する資産への投資

(現行のとおり)

- (2) (現行のとおり)
- 3. 投資制限
- (1) (現行のとおり)
- (2) 上記 2.(1) B. 2(g) に掲げるヘッジ取引は、本投資法人に係る負債から生じる金利変動リスクその他のリスクをヘッジすることを目的とした運用に限るものとする。

- (記載省略)
- C. 不動産等への投資に付随する資産への投資

(記載省略)

- (2) (記載省略)
- 3. 投資制限
- (1) (記載省略)
- (2) 上記 2.(1) B.②に掲げるヘッジ取引は、本投資法人に係る負債から生じる金利変動リスクその他のリスクをヘッジすることを目的とした運用に限るものとする。

## 第2号議案 執行役員1名選任の件

執行役員内田昭雄から、任期の調整のため、本投資主総会の終結の時をもって一旦辞任したい旨の申し出(※)があったため、改めて本日付けで執行役員1名の選任をお願いしたいと存じます。本議案におきまして、執行役員の任期は、投信法第99条第2項及び本投資法人現行規約第14条第1項第1文括弧書きの定めにより、就任する2025年12月12日より、選任後2年を経過した日の翌日から30日以内に開催される執行役員の選任を議案とする投資主総会の終結の時までとします。

なお、執行役員の選任に関する本議案は、2025年10月30日開催の役員会において、監督役員全員の同意によって提出された議案です。

(※) 執行役員内田昭雄は、2023年12月14日開催の第12回投資主総会において選任された後2年を経過した日の翌日(2025年12月16日)から30日以内に開催される執行役員の選任を議案とする本投資主総会の終結の時をもって任期満了となります。本投資主総会の開催日は、2025年12月16日より前であり、執行役員内田昭雄は、本投資主総会の終結の時をもって任期満了とならないため、その時をもって一旦辞任することとしております。

執行役員候補者は次のとおりです。

rī. b	w 田 - チェンチックルカチャップ	
氏 名	略歴、重要な兼職の状況並びに	
(生年月日)	本投資法人における地位及び担当	
	1978年4月	明治生命保険相互会社(現明治安田生命保険相互会
		社)入社
	1989年4月	同社 不動産サービス部不動産サービス 副長
	1995年10月	同社 不動産部 不動産業務グループ グループリー
うち だ あき お		ダー
内田昭雄	2004年1月	同社 関連事業部 関連事業推進グループ グループ
(1955年4月10日生)		マネージャー
	2010年4月	明治安田ビルマネジメント株式会社出向
	2012年4月	同社 取締役 総務企画部長
	2015年4月	同社 常務取締役 総務企画部長
	2016年4月	本投資法人執行役員(現職)

- ・上記執行役員候補者は、本投資法人の投資口を保有しておりません。
- ・上記執行役員候補者と本投資法人との間には、特別の利害関係はありません。
- ・上記執行役員候補者は、現在、本投資法人の執行役員として本投資法人の業務全般を執行しております。
- ・役員等賠償責任保険契約の内容の概要は次のとおりです。

本投資法人は、投信法第116条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が本投資法人の役員としての業務につき行った行為に起因して損害賠償請求を受けたことにより負担することになる一定の損害を当該保険契約により填補することとしております。ただし、故意又は重過失に起因して生じた当該損害は填補されない等の免責事由があります。

また、当該保険契約の保険期間満了の際には、同内容の契約を再度締結する予定です。上記執行役員候補者は、現在、執行役員として当該保険契約の被保険者に含められており、選任が承認された場合は引き続き被保険者に含まれることになります。

#### 第3号議案 補欠執行役員1名選任の件

執行役員が欠けた場合又は法令に定める員数を欠くことになる場合に備えて、補欠執行役員1名の選任をお願いしたいと存じます。本議案において選任された補欠執行役員が執行役員となった場合の任期についても、本投資法人現行規約第14条第1項第2文の定めにより、投信法第99条第2項及び本投資法人現行規約第14条第1項第1文括弧書きの定めが適用されます。なお、本議案におきまして、補欠執行役員の選任に係る決議が効力を有する期間は、本投資法人現行規約第14条第2項の定めにより、第2号議案における執行役員の任期が満了する時までとします。

なお、補欠執行役員の選任の効力については、就任の前に限り、本投資法人 の役員会の決議により、その選任を取り消すことができるものとします。

また、補欠執行役員の選任に関する本議案は、2025年10月30日開催の役員会において、監督役員全員の同意によって提出された議案です。

補欠執行役員	候補者は次のとおりです。

氏 名	略歴、重要な兼職の状況並びに	
(生年月日)	本投資法人における地位及び担当	
	1994年4月	株式会社三菱銀行(現株式会社三菱UFJ銀行)入行
	2007年12月	三菱UFJ証券株式会社(現三菱UFJモルガン・ス
		タンレー証券株式会社)出向
やま ざき げん		不動産グループ不動産投資銀行部
	2012年1月	株式会社三菱東京UFJ銀行(現株式会社三菱UFJ
山崎弦		銀行)ストラクチャード・ファイナンス部不動産ファ
(1970年9月15日生)		イナンスグループ
	2017年7月	グローバル・アライアンス・リアルティ株式会社出向
		投信業務部長
	2021年7月	同社
		入社 投信業務部長 (現職)

- ・上記補欠執行役員候補者は、持投資口会制度を利用することにより、本投資法人の投資口を 6口(1口未満切り捨て)保有しております。なお、保有する本投資法人の投資口数は2025 年9月末日現在の状況を記載しております。
- ・上記補欠執行役員候補者は、本投資法人の資産運用会社であるグローバル・アライアンス・ リアルティ株式会社の投信業務部長です。
- ・上記補欠執行役員候補者と本投資法人との間には、上記を除き特別の利害関係はありません。
- ・役員等賠償責任保険契約の内容の概要は次のとおりです。

本投資法人は、投信法第116条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が本投資法人の役員としての業務につき行った行為に起因して損害賠償請求を受けたことにより負担することになる一定の損害を当該保険契約により填補することとしております。ただし、故意又は重過失に起因して生じた当該損害は填補されない等の免責事由があります。

また、当該保険契約の保険期間満了の際には、同内容の契約を再度締結する予定です。上記補欠執行役員候補者が執行役員に就任した場合には、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。

## 第4号議案 監督役員2名選任の件

監督役員名取勝也、森田康裕の2名から、任期の調整のため、本投資主総会の終結の時をもって一旦辞任したい旨の申し出(※)があったため、改めて本日付けで監督役員2名の選任をお願いしたいと存じます。本議案におきまして、監督役員の任期は、本投資法人現行規約第14条第1項第1文括弧書きの定めにより、就任する2025年12月12日より、選任後2年を経過した日の翌日から30日以内に開催される監督役員の選任を議案とする投資主総会の終結の時までとします。

(※) 監督役員名取勝也、森田康裕は、2023年12月14日開催の第12回投資主総会において選任された後2年を経過した日の翌日(2025年12月16日)から30日以内に開催される監督役員の選任を議案とする本投資主総会の終結の時をもって任期満了となります。本投資主総会の開催日は、2025年12月16日より前であり、監督役員名取勝也、森田康裕は、本投資主総会の終結の時をもって任期満了とならないため、その時をもって一旦辞任することとしております。

監督役員候補者は次のとおりです。

候補者	氏 名		略歴、重要な兼職の状況及び
番 号	(生年月日)		本投資法人における地位
		1986年4月	弁護士登録
		1986年4月	桝田江尻法律事務所(現西村あさひ法律事務所)
			入所
		1990年9月	ワシントン大学ロー・スクール卒業 法学修士号
		_	取得
		1991年1月	Davis Wright Tremaine法律事務所入所
		1993年6月	ジョージタウン大学ビジネス・スクール卒業
			経営学修士号取得
		1993年7月	エッソ石油株式会社入社 法務部弁護士
		1995年1月	アップルコンピュータ株式会社入社 法務・渉
			外本部長
	ないとりがつや 日名 取勝 也	1998年1月	サン・マイクロシステムズ株式会社入社 取締
1	(1959年5月15日生)	0000 F 0 F	役法務本部長
	(1000   0 / 110   11/	月15日生/ 2002年3月	株式会社ファーストリテイリング入社 執行役
		2004年1月	員法務部長、店舗開発部長、社会環境室長   日本アイ・ビー・エム株式会社入社 取締役執行
		2004年1月	日本ノイ・ヒー・エム休式芸社八社 取締役執1]   役員 法務・知的財産・コンプライアンス担当
		2012年 2 月	役員   伝伤・知的別座・コンテノイテンへ担当     名取法律事務所(現ITN法律事務所)設立(現職)
		2012年2月 2016年4月	本投資法人監督役員(現職)
		2020年6月	株式会社パソナテキーラ(現サークレイス株式     会社)監査役(現職)
		2020年6月	云紅/ 監査仪(現職/   株式会社リクルートホールディングス 監査役
		2020年0月	休込云紅リグルードホールティングス 監重役   (現職)
		2021年6月	東京製綱株式会社 社外取締役(現職)
		2021年 6 月	東洋建設株式会社 社外取締役 (現職)
		2023年0月	大什是以外人云江 江外耿沛汉(沈峨)

候補	甫者	氏 名	略歴、重要な兼職の状況及び		
番	号	(生年月日)	本投資法人における地位		
		1992年4月	中央信託銀行株式会社(現三井住友信託銀行株		
				式会社)入社	
			1997年1月	太田昭和監査法人(現EY新日本有限責任監査法	
				人)入所	
			2000年12月	同法人 金融サービス部	
			2001年4月	公認会計士登録	
		もり た やす ひろ 森 田 康 裕 (1969年11月19日生)	2007年12月	経済産業省 経済産業政策局出向	
	2		森田康裕	2008年4月	不動産鑑定士登録
	۲				2009年2月
				監査法人)アドバイザリーサービス部復職	
				2009年10月	東京共同会計事務所入所
			2009年10月	森田康裕公認会計士事務所設立(現職)	
			2012年6月	税理士登録	
			2016年4月	本投資法人監督役員(現職)	
			2023年8月	東京建物ロジスティクスリート投資法人監督役	
				員(現職)	

- ・上記監督役員候補者のうち、候補者森田康裕は、本投資法人の投資口を8口保有しております。なお、保有する本投資法人の投資口数は2025年9月末日現在の状況を記載しております。 候補者名取勝也は、本投資法人の投資口を保有しておりません。
- ・上記監督役員候補者と本投資法人との間には、特別の利害関係はありません。
- ・上記監督役員候補者は、いずれも、現在、本投資法人の監督役員として、執行役員の職務執 行全般を監督しております。
- ・候補者名取勝也は、ITN法律事務所のマネージング・パートナーを兼務しております。
- ・候補者森田康裕は、森田康裕公認会計士事務所の代表者を兼務しております。
- ・役員等賠償責任保険契約の内容の概要は次のとおりです。

本投資法人は、投信法第116条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が本投資法人の役員としての業務につき行った行為に起因して損害賠償請求を受けたことにより負担することになる一定の損害を当該保険契約により填補することとしております。ただし、故意又は重過失に起因して生じた当該損害は填補されない等の免責事由があります。

また、当該保険契約の保険期間満了の際には、同内容の契約を再度締結する予定です。上記監督役員候補者は、現在、監督役員として当該保険契約の被保険者に含められており、選任が承認された場合は引き続き被保険者に含まれることになります。

# 第5号議案 補欠監督役員1名選任の件

監督役員が欠けた場合又は法令に定める員数を欠くことになる場合に備えて、補欠監督役員1名の選任をお願いしたいと存じます。本議案において選任された補欠監督役員が監督役員となった場合の任期についても、本投資法人現行規約第14条第1項第2文の定めにより、本投資法人現行規約第14条第1項第1文括弧書きの定めが適用されます。なお、本議案におきまして、補欠監督役員の選任に係る決議が効力を有する期間は、本投資法人現行規約第14条第2項の定めにより、第4号議案における監督役員の任期が満了する時までとします。

なお、補欠監督役員の選任の効力については、就任の前に限り、本投資法人 の役員会の決議により、その選任を取り消すことができるものとします。

補欠監督役員候補者は次のとおりです。

氏 名	略歴、重要な兼職の状況及び		
(生年月日)	本投資法人における地位		
	1997年4月	弁護士登録	
	1997年4月	荒木法律事務所入所	
	1999年2月	鈴榮特許綜合法律事務所(現鈴榮特許綜合事務所)入	
		所	
	2002年2月	同所パートナー就任	
	2004年1月	日本アイ・ビー・エム株式会社入社 法務・知的財産	
		部 カウンセル	
かつ た ゆう こ	2010年6月	ワシントン大学ロー・スクール卒業 法学修士号	
勝田裕子		(LL. M. ) 取得	
(1966年2月18日生)	2013年1月	日本アイ・ビー・エム株式会社 チーフ・プライバ	
		シー・オフィサー就任	
	2016年6月	名取法律事務所(現ITN法律事務所)入所 パートナー	
		(現職)	
	2020年8月	富士電機株式会社 社外監査役(現職)	
	2025年5月	一般社団法人イオン・ハピコム人材総合研修機構 監事	
		(現職)	
	2025年6月	株式会社フェローテックホールディングス(現株式会社	
		フェローテック)社外取締役(現職)	

- ・上記補欠監督役員候補者は、本投資法人の投資口を保有しておりません。
- ・上記補欠監督役員候補者と本投資法人との間には、特別の利害関係はありません。
- ・役員等賠償責任保険契約の内容の概要は次のとおりです。

本投資法人は、投信法第116条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が本投資法人の役員としての業務につき行った行為に起因して損害賠償請求を受けたことにより負担することになる一定の損害を当該保険契約により填補することとしております。ただし、故意又は重過失に起因して生じた当該損害は填補されない等の免責事由があります。

また、当該保険契約の保険期間満了の際には、同内容の契約を再度締結する予定です。上記補欠監督役員候補者が監督役員に就任した場合には、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。

## その他の参考事項

本投資主総会に提出される議案のうち、本投資法人現行規約第11条第2項に規定する議案があるときは、当該議案には、本投資法人現行規約第11条第1項に定める「みなし賛成」の規定は適用はございません。また、本投資主総会に提出される議案のうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれにも、本投資法人現行規約第11条第1項に定める「みなし賛成」の規定の適用はございません。

なお、上記の第1号議案乃至第5号議案につきましては、いずれも本投資法人現 行規約第11条第2項に規定する議案には該当せず、かつ、相反する趣旨の議案には 該当しておりません。

以上

# 投資主総会会場ご案内図

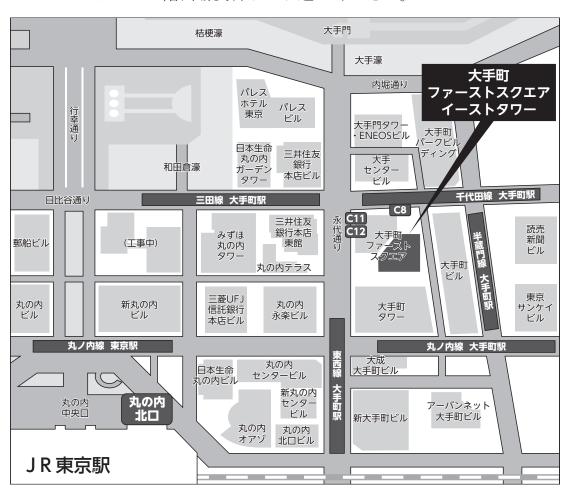
会場: 東京都千代田区大手町一丁目5番1号

大手町ファーストスクエア イーストタワー2階 大手町ファーストスクエアカンファレンス Room A

電話(03)4346-0658(代表)

### <ご来場の際のご注意>

当ビルはセキュリティ強化のため、入館の際にセキュリティーカードが必要となります。1階オフィスロビーのカンファレンス専用受付にてセキュリティカードをお受け取りになり、受付横のゲートを通ってエレベーターで2階会場受付までお越しください。



# 前回の投資主総会と開催場所が異なりますので、ご留意ください。

交通: 東京メトロ 東西線・丸の内線・千代田線・半蔵門線

都営地下鉄 三田線

各大手町駅 C8、C11、C12出口直結